

維持管理報告チェックリスト

維持管理報告を提出される際にご活用ください（チェックリストの提出は不要です）

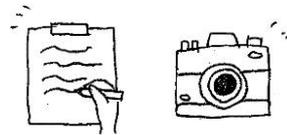
- ・ 受付印を押したお控えをご希望の場合は、2部ご提出頂きますようよろしくお願い致します。
 なお、郵送にてお控えの返送をご希望の場合は、返信用封筒（封筒の大きさに応じた切手を貼付したもの）を同封してください。
- ・ 代理者（建築主や所有者でない方）の方が提出する場合は、委任状の提出が必要です。

8号様式は必ず必要		必要書類	チェック欄	必要な添付書類・必要な項目	チェック欄		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 物件ごとに必要な報告様式は異なります </div>	<input checked="" type="checkbox"/> 公開空地等維持管理報告書 (8号様式) (有効空地※③)			<input checked="" type="checkbox"/> 付近見取り図があるか 方位、道路、敷地の位置、目印となる建物が書かれているか			
				<input checked="" type="checkbox"/> 配置図兼公開空地平面図があるか 縮尺、方位、敷地の境界、敷地内における建築物の位置が書かれているか 敷地が接する道路の位置及び幅員が書かれているか 公開空地の範囲が赤枠で囲まれているか 添付写真の撮影位置の記載があるか			
				<input checked="" type="checkbox"/> 公開空地全体の様子が分かる写真があるか			
				<input checked="" type="checkbox"/> 公開空地（有効空地）標示板（2か所）の写真があるか			
				<input checked="" type="checkbox"/> 委任状があるか			
				<input type="checkbox"/> 住宅部分維持管理報告書 (9号様式)	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅標示板※①※②の写真があるか <input checked="" type="checkbox"/> 委任状があるか		
				<input type="checkbox"/> 特定施設維持管理報告書 (10号様式)	<input checked="" type="checkbox"/> 特定施設平面図があるか <input checked="" type="checkbox"/> 特定施設の用に供する部分の状況のわかる写真があるか <input checked="" type="checkbox"/> 対象施設標示板の写真があるか <input checked="" type="checkbox"/> 委任状があるか		
				<input type="checkbox"/> にぎわい施設維持管理報告書 (17号様式)	<input checked="" type="checkbox"/> にぎわい施設平面図があるか <input checked="" type="checkbox"/> にぎわい施設の状況のカラー写真（昼間・夜間・利用状態）があるか <input checked="" type="checkbox"/> 委任状があるか		

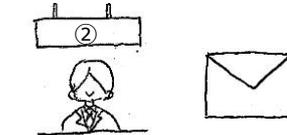
- ※① 住宅標示板は平成元年2月以降に総合設計制度の許可がおりている建物にあります。
- ※② 住宅標示板は屋内（玄関・メールコーナー・廊下等）にある場合があります。
- ※③ 再開発促進区の認定・許可を受けている物件の場合は、書式が「有効空地等維持管理報告書（参考様式）」になります。

大阪市 維持管理報告

手続きの流れ

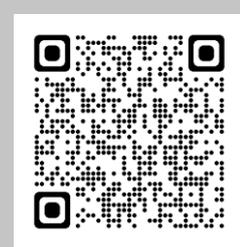


上記のチェックリストを参考にして、必要書類を用意してください。（不足している資料等がある場合は再度提出が必要になります。）



窓口での提出をお願いします。
 （郵送でのご提出も受付けています。）
※定期報告の提出先とは異なりますのでご注意ください。

完了

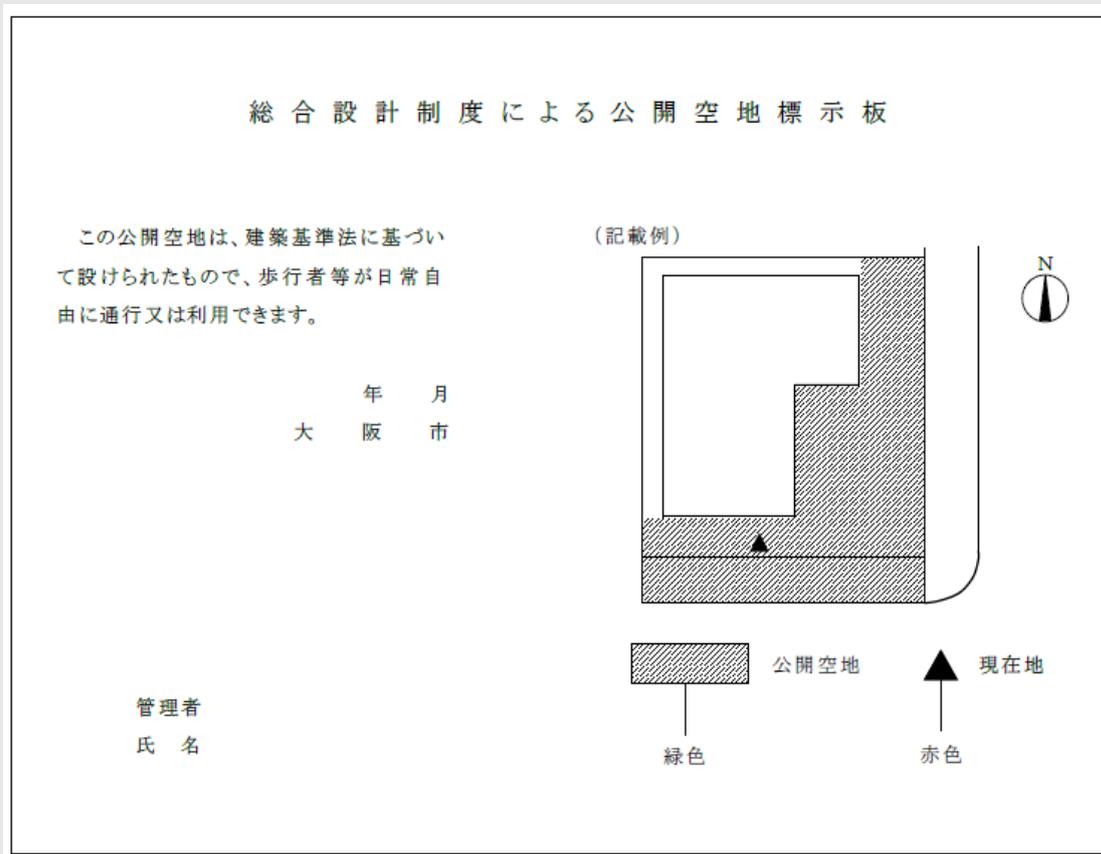


ダウンロードし、当該建物の報告様式を確認してください。

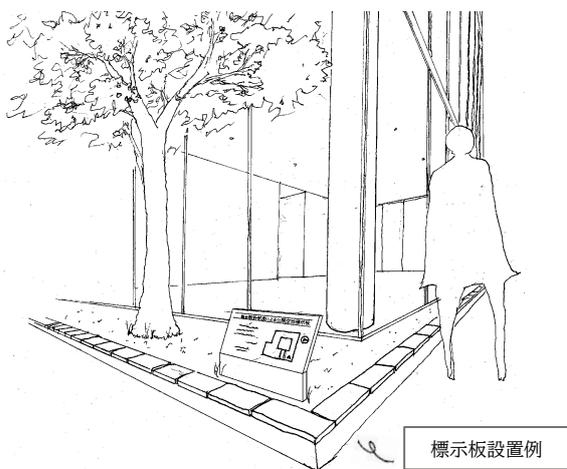
< ご案内 >

3年
に1度

公開空地等等 維持管理報告のご提出について



敷地内にこの標示板がある建築物が対象です。



維持管理状況の報告

総合設計制度等の適用を受けた建築物の建築主・所有者は、当該建築物が常時適法であるように、建築物や許可条件として設けた公開空地の維持管理をしなければなりません。

維持管理状況の報告は、「大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準」に基づき、公開空地等の適切な維持管理の推進を図るために行っております。

建築基準法第12条第1項に基づく定期報告に加えて、公開空地等にかかる維持管理報告書の提出をお願いします。

対象建築物

次の建築基準法の制度に基づく許可又は認定を受けた建築物

- ・ 総合設計制度の許可
- ・ 一団地型総合設計制度の許可
- ・ 再開発等促進区における建築物の容積率の認定・高さ制限の許可

令和6年度の報告期限

令和7年3月31日(月) 必着

(各用途の報告年度はホームページをご覧ください)

※報告期限を延長しました

提出書類については裏面をご確認ください

提出窓口・お問合せ ▶ 大阪市計画調整局 建築指導部 建築企画課 (平日(年末年始を除く) 9:00~12:00 13:00~17:00)

市役所3階 計画調整局建築指導部②番窓口 ☎ 06-6208-9300(9284) 〒 530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号